入　札　公　告

内閣府日本学術会議事務局において、下記のとおり一般競争入札に付します。

平成２５年 ２月１８日
支出負担行為担当官
日本学術会議事務局長　齋藤　敦

記

１　契約担当官等の官職及び氏名

支出負担行為担当官　日本学術会議事務局長　齋藤　敦

２　競争入札に付する事項

(1) 件　　名　　日本学術会議庁舎電気・機械設備維持管理業務

(2) 仕 様 等　　入札説明書のとおり

(3) 契約条項　　入札説明書のとおり

(4) 履行期間　　平成２５年4月１日から平成２６年3月３１日まで

(5) 履行場所　　日本学術会議庁舎（東京都港区六本木７－２２－３４）

(6) 入札方法　　入札金額は総価を記載することとし、詳細は入札説明書参照のこと。

なお、落札にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の５％に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の１０５分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。

(7) 電子入札・開札システムの利用

本案件は、電子入札・開札システム対象調達案件である。なお、当該システムによりがたい者は、入札説明書に定める様式により、紙入札方式とすることができる。

３　競争に参加する者に必要な資格

(1) 予算決算及び会計令第７０条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者については、この限りではない。

(2) 予算決算及び会計令第７１条の規定に該当しない者であること。

(3) 平成２２・２３・２４年度内閣府所管競争参加資格審査（全省庁統一資格）において、「役務の提供等」のＡ、Ｂ又はCの等級に格付けされた関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。

(4) 内閣府本府における物品等の契約に係る指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

(5) 適合証明書を提出し、支出負担行為担当官の承認を受けた者であること。

４　契約条項を示す場所及び入札説明書の交付場所

所 在 地　東京都港区六本木７－２２－３４　内閣府日本学術会議事務局管理課用度・管理係
電話番号　０３－３４０３－１９３０

５　入札及び開札の日時及び場所

(1) 日　　時　　平成２５年3月６日（水）１４時

(2) 場　　所　　内閣府日本学術会議事務局　５－Ｂ会議室（5 階　５０４号室）

６　入札保証金及び契約保証金

免除する。

７　入札の無効

本公告に示した入札参加に必要な資格のない者のした入札及び入札の条件に違反した者の入札は無効とする。

８　落札者の決定方法

予算決算及び会計令第７９条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

９　契約書作成の要否

契約締結にあたっては、契約書を作成するものとする。

10　その他

詳細は、入札説明書による。

入　札　説　明　書

件名：日本学術会議庁舎電気・機械設備維持管理業務

本調達案件は、紙による入札手続きと併せて「電子入札・開札システム」を利用した入札手続きを取る URL　http://www.e-procurement-cao.jp/welcome.html

平成２５年２月１８日

内閣府日本学術会議事務局

目　　次

1　契約担当官等の官職及び氏名
2　競争入札に付する事項
3　競争の方法
4　競争に参加する者に必要な資格
5　契約条項を示す場所及び入札説明書の交付場所
6　郵便による入札書等の受領期限
7　入札及び開札の日時及び場所
8　入札及び契約手続きにおいて使用する言語及び通貨
9　入札保証金及び契約保証金
10　適合証明書の提出
11　入札に関する注意事項
12　入札書の記載方法等
13　入札書の提出方法
14　入札の無効
15　入札の延期等
16　開札
17　落札者の決定方法
18　時間外勤務単価の決定
19　契約書作成の要否及び契約条項
20　その他
21　暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について
22　入札説明書に関する問い合わせ先
23　電子入札・開札システムの利用について

別記様式１　　適合証明書
別記様式２　　入札書
別記様式３　　委任状
別記様式４　　契約書（案）
別記様式５　　確約書
別記様式６　　誓約書
別　　紙　　仕様書

入　札　説　明　書

１　契約担当官等の官職及び氏名

支出負担行為担当官　日本学術会議事務局長　齋藤　敦

２　競争入札に付する事項

⑴ 件　　　名　　日本学術会議庁舎電気・機械設備維持管理業務
⑵ 仕　様　等　　別紙仕様書のとおり
⑶ 契約条項　　別記様式４「契約書（案）」のとおり
⑷ 履行期間　　平成２５年４月１日から平成２６年３月３１日まで
⑸ 履行場所　　日本学術会議庁舎（東京都港区六本木７－２２－３４）

３　競争の方法

一般競争入札による。

４　競争に参加する者に必要な資格

⑴ 予算決算及び会計令第７０条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者については、この限りではない。
⑵ 予算決算及び会計令第７１条の規定に該当しない者であること。
⑶ 平成２２・２３・２４年度内閣府所管競争参加資格審査（全省庁統一資格）において「役務の提供等」のＡ、Ｂ又はＣの等級に格付された関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。
⑷ 内閣府本府における物品等の契約に係る指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
⑸ 適合証明書を提出し、支出負担行為担当官の承認を受けた者であること。

５　契約条項を示す場所及び入札説明書の交付場所

所 在 地　東京都港区六本木７－２２－３４
　　　　　内閣府日本学術会議事務局管理課用度・管理係（２階２０２号室）
電話番号　０３－３４０３－１９３０

６　郵便による入札書等の受領期限

平成２５年３月５日（火）１７時必着
（なお、入札書を持参するときは開札の日時までとする）
　また、電子入札・開札システムによる入札の場合には、上記の執行日時までに当該システムに定める手続きに従い、入札書を提出しなければならない、なお、通信の状況により執行時刻までに電子入札・開札システムに入札書が到着しない場合があるので、余裕を持って入札すること。

７　入札及び開札の日時及び場所

⑴ 日　　時　　平成２５年３月６日（水）１４時
⑵ 場　　所　　内閣府日本学術会議事務局　5―B　会議室（ 5 階　504 号室）

８　入札及び契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

９　入札保証金及び契約保証金

免除する。

10　適合証明書の提出

⑴ 入札参加者は、仕様書に適合していることを証するものとして、別記様式１「適合証明書」を提出しなければならない。なお、適合証明書の作成に要する費用は、全て入札者の負担とすること。

⑵ 適合証明書には以下の資料を添付すること。

技術員の配置予定者一覧（２名以上）

以下の資格の免状(写)等を添付すること。

①第３種以上の電気主任技術者

②ボイラー技士２級以上

③第２種以上の電気工事士

④危険物取扱者（甲種、乙種第４類又は丙種のいずれか１つ）

⑶ 提出期限等

① 提出期限：平成２５年2月２８日（木）１７時

（郵送の場合においても上記日時必着とする。）

② 提出部数：１部

⑷ 支出負担行為担当官は、提出された書類を本件以外に提出者に無断で使用することはない。

⑸ 支出負担行為担当官が一旦受領した書類は返却しない。また、差し替え及び再提出も認めない。

⑹ 適合証明書に対する担当職員からの照会等に対し、速やかに対応すること。

⑺ 適合証明書の審査の結果は合否にかかわらず、その旨を平成２５年３月１日(金)までに通知する。

⑻ 不適合と判断された者は、入札に参加することができない。

11　入札に関する注意事項

⑴ 入札者は、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（昭和２２年法律第５４号）等に抵触する行為を行ってはならない。

⑵ 入札者は、入札にあたって、競争を制限する目的で他の入札者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。

⑶ 入札者は、落札者の決定前に、他の入札者に対して入札価格を意思的に開示してはならない。

⑷ 公正な価格を害し又は不正の利益を得るための談合をしてはならない。

⑸ 本入札は、平成２５年度予算が成立されることを条件とするものであり、契約締結日は平成２５年４月１日とする。なお、暫定予算となった場合、予算措置が全額計上されているときは全額の契約とするが、予算措置が全額計上されていないときは、全体の契約期間に対する暫定予算の期間分のみの契約とする。

12　入札書の記載方法等

⑴ 本入札においては、日本学術会議庁舎電気・機械設備維持管理業務について調達を行うものとする。

⑵ 入札者は、仕様書に定める内容の履行に要する一切の費用を見積もること。

⑶ 入札書に記載する入札金額は総価とする。

⑷ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の５％に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の１０５分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。

13　入札書の提出方法

⑴　入札者は、入札公告及びこの入札説明書並びに契約事項等を熟読し、内容を理解、遵守の上、入札しなければならない。この場合において入札説明書等について疑義があるときは、関係職員の説明を求めることができる。

また、電子入札・開札システムによる入札参加者は、電子入札・開札システム操作説明書を熟読の上、入札しなければならない。

ただし、入札後は、これらの不明を理由として異議を申し立てることはできない。

⑵　入札者は、別記様式２「入札書」を作成し、提出しなければならない。

ただし、電子入札・開札システムにより入札する場合は、当該システムにより提出することとする。

⑶　直接提出する場合は、封筒に入れ封印し、且つ、その封皮に会社名、入札者氏名、入札件名及び入札日時を記載し、前記７に示す入札会場にて提出しなければならない。

⑷　郵便により提出する場合は、初度入札の入札書在中の封筒には「１回」と、再度入札の入札書在中の封筒には「２回」から順に回数を記載して、それらをまとめ別の封筒に入れ、表面に「入札書在中」と記載して、前記６に示す期限までに、前記５に示す場所あて送付しなければならない。なお、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。

⑸　入札者は、提出した入札書の引き換え、変更又は取り消しすることができない。

⑹　入札者は、入札書提出時において、代理人をして入札させるときは、別記様式３「委任状」を提出しなければならない。

ただし、電子入札・開札システムにより入札する場合は、当該システムで定める委任の手続きをすることとし、入札までに手続きを終了しておかねばならない。

⑺入札者は、最新の資格決定通知書の写しを提出しなければならない。

また、郵便により提出する場合は前記 12⑷の封筒の中に入れ提出すること。

ただし、電子入札・開札システムにより入札する場合は、当該システムで定める申請・承認の手続きをすることでこれに代えることができる。

⑻入札者又はその代理人は、本件調達に係る入札について、他の入札者の代理をすることができない。

⑼　入札金額の内訳書の提示

①　入札書に記載される入札金額に対応した内訳書の提出を求めることがあるので準備すること。

②　内訳書の様式は適宜とし、記載内容は、数量、単価、金額等を明らかにすること。

③　内訳金額が入札金額と符合しない場合は、入札金額で入札したものとみなす。この場合において、入札者は内訳金額の補正を求められときは、直ちに入札金額に基づいてこれを補正しなければならない。

14　入札の無効

⑴　入札公告に示した入札参加に必要な資格のない者が提出した入札書
⑵　委任状を提出しない代理人・復代理人が提出した入札書
⑶　金額を訂正した入札書、また、それ以外の訂正について訂正印のない入札書
⑷　印章の押印のない入札書及び委任状と異なる印章が押印されている入札書
⑸　誤字・脱字等により意思表示が不明確な入札書
⑹　明らかに談合によると認められる入札書
⑺　明らかに錯誤と認められる入札書
⑻　同一の入札について、２通以上提出された入札書
⑼　前記 13⑻に違反した入札書

(10) 入札公告に示した日時までに到着しない入札書

(11) 入札公告により一般競争参加資格審査申請書及び指名を受けるための関係書類を提出した者が、競争に参加する者に必要な資格を有する者と認められること及び指名を受けることを条件に、あらかじめ入札書を提出した場合において、当該入札者に係る審査が開札日時までに終了しないとき又は入札参加を有すると認められなかったときの入札書

(12) 適合証明書に虚偽又は不正の記載を行った者の提出した入札書

(13) 入札書が郵便で差し出された場合において、前記13(4)に定める記載のない入札書

(14) 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

15　入札の延期等

入札者が談合し又は不穏の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札を延期し、又はこれを取り止めることがある。

16　開札

(1) 開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を開札に立ち会わせて行う。

また、電子入札・開札システムによる入札参加者の立会は不要であるが、開札時刻には端末の前で待機するものとする。

(2) 入札者又はその代理人は、入札開始後においては、入札会場に入場することはできない。

(3) 入札者又はその代理人は、支出負担行為担当官等が特にやむを得ない事情があると認めた場合以外、入札会場を退場することができない。

(4) 入札会場では、みだりに私語を発してはならない。

(5) 開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限の範囲内に達した価格がないときは、直ちに再度入札を行うものとする。（入札書は、複数枚用意しておくこと。）

なお、電子入札・開札システムにおいては再入札通知書により再入札の時刻を示し、再入札を行うものとする。その時刻までに当該システムによる入札参加者の入札書が届かない場合は、辞退の入札をしたことと見なすので注意すること。

(6) 再度入札をしても落札者がないときは、入札をやめることがある。この場合、異議の申し立てはできない。

17　落札者の決定方法

(1) 本入札説明書における要求要件を全て満たし、予算決算及び会計令第７９条に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(2) 落札者となるべき者の入札価格が、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、その入札を無効とし、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。

(3) 支出負担行為担当官が、予算決算及び会計令第８６条第１項の規定に基づく調査を行う時は、当該調査に協力しなければならない。

(4) 落札者となるべき同価の入札をした者が２人以上あるときは、予算決算及び会計令第８３条第１項に基づき、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて落札者を決定する。

(5) 前号の場合において、当該入札者のうちくじを引かない者又は出席しない者があるときは、予算決

算及び会計令第８３条第２項に基づき、これに代わって入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせて落札者を決定する。

(6) 落札者を決定したときは、入札参加者にその氏名（法人の場合にはその名称）及び金額を口頭で通知する。また、電子入札・開札システムによる入札参加者には開札結果通知書を送信する。

(7) 落札者は契約書締結の際に、別記様式５「確約書」も併せて提出すること。

(8) 落札決定の取消

次の各号のいずれかに該当するときは、落札者の決定を取り消す。ただし、支出負担行為担当官が、正当な理由があると認めたときはこの限りではない。

① 落札者が、支出負担行為担当官から求められたにもかかわらず契約書の取り交わしを行わないとき

② 前記13(9)③の規定による内訳金額の補正をしないとき

18 時間外勤務単価の決定

(1) 落札者は、時間外勤務に係る単価について、速やかに支出負担行為担当官あてに見積書（様式は任意。ただし、社印、代表者印を押印すること。）を提出するものとする。

(2) 前項の見積書による時間外勤務単価が、予算決算及び会計令第７９条に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内に達しない場合は、支出負担行為担当官と落札者が協議し、決定するものとする。

19 契約書作成の要否及び契約条項

(1) 契約締結にあたっては、契約書を作成するものとする。

(2) 契約書は、本入札説明書に添付する別記様式４「契約書（案）」に基づき作成するものとする。

(3) 支出負担行為担当官が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

20 その他

(1) 入札参加業者名、入札金額については、電子入札・開札システム上で公表することとする。

(2) 最低入札価格が予定価格の１０分の５を乗じて得た額を下回った場合は一旦落札決定を保留し、低入札価格に関する確認を実施の上、落札者を決定する。

(3) 確認の対象となる入札者は入札理由、入札価格の積算内訳、手持ち案件の状況、履行体制、国及び地方公共団体等における契約履行状況についての資料を提出及びヒアリング等に協力しなければならない。

(4) 入札者は、支出負担行為担当官から提出書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 落札者は、速やかに代表者印を押印した入札金額の内訳書を作成し、支出負担行為担当官あて提出すること。

21 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について

(1) この工事の入札及び契約（下請契約、再委託契約を含む。）において、暴力団員、暴力団準構成員、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）による不当要求又は工事妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報し、捜査上必要な協力を行うこと。

⑵ ⑴による警察への通報及び捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により契約担当官等に報告すること。

⑶ 暴力団員等による不当介入を受けたことにより、工程に遅れが生じる等の被害、又は契約の履行に影響が生じた場合は、契約担当官等と協議すること。

⑷ 契約の締結に際して、暴力団排除のための別記様式５「誓約書」を提出すること。

22 入札説明書に関する問い合わせ先

内閣府日本学術会議事務局管理課用度・管理係　上田

〒１０６－８５５５　東京都港区六本木７－２２－３４

電話番号　０３－３４０３－１９３０

ＦＡＸ　　０３－３４０３－１０７５

E-mail　　akihiro.ueda@cao.go.jp

※問い合わせは文書（ＦＡＸも可）にてお願いいたします。

23 電子入札・開札システムの利用について

ヘルプデスク

電話番号　０３－５３４８－４０５８

URL http://www.e-procurement-cao.jp/index.html

別記様式１

適　合　証　明　書

平成　　年　　月　　日

支出負担行為担当官

日本学術会議事務局長　殿

住　　所

社　　名　　　　　　　　　　　　社印

代表者名　　　　　　　　　　　　　印

貴官が発注する日本学術会議庁舎電気・機械設備維持管理業務については、仕様書に適合することを証明いたします。

＜添付資料＞

技術員の配置予定者一覧（２名以上）

以下の資格の免状(写)等を添付すること。

①第３種以上の電気主任技術者

②ボイラー技士２級以上

③第２種以上の電気工事士

④危険物取扱者（甲種、乙種第４類又は丙種のいずれか１つ）

〔記載例〕

別記様式１

適　合　証　明　書

平成２５年○○月○○日

支出負担行為担当官

日本学術会議事務局長　殿

住　　所　　　○○県○○市○○○

（社　印）

社　　名　　　△　△　△　株式会社

代表者名　　　代表取締役　○○○○　印

貴官が発注する日本学術会議庁舎電気・機械設備維持管理業務については、仕様書に適合することを証明いたします。

＜添付資料＞

技術員の配置予定者一覧（２名以上）

以下の資格の免状(写)等を添付すること。

①第３種以上の電気主任技術者

②ボイラー技士２級以上

③第２種以上の電気工事士

④危険物取扱者（甲種、乙種第４類又は丙種のいずれか１つ）

※　上記資料を添付し、期限までに提出すること。

別記様式２

入　　札　　書

平成　　年　　月　　日

支出負担行為担当官
日本学術会議事務局長　殿

入札公告及び入札説明書並びに契約条項等に定められた事項を承諾の上、下記の金額により入札いたします。

記

１　件　　名　　　日本学術会議庁舎電気・機械設備維持管理業務

２　入札金額　　　金　　　　　　　　　　　　　　円也

住　　所

社　　名　　　　　　　　　　　　　　　社印

入札者名　　　　　　　　　　　　　　　　印

〔記載例〕
別記様式２

入　　札　　書

平成２５年〇〇月〇〇日

支出負担行為担当官
日本学術会議事務局長　殿

入札公告及び入札説明書並びに契約条項等に定められた事項を承諾の上、下記の金額により入札いたします。

記

１　件　　名　　　日本学術会議庁舎電気・機械設備維持管理業務

２　入札金額　　　金　　　　　　　　　　　　　円也

住　　所　　　〇〇県〇〇市〇〇〇

社　　名　　　△　△　△　株式会社

入札者名　　　□　□　　□　□

別記様式３－１

委　　任　　状

私は、＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿を代理人と定め、下記の権限を委任します。

記

①　日本学術会議庁舎電気・機械設備維持管理業務に係る入札及び見積り関する一切の権限
②　上記①の事項に係る復代理人を選任すること

代理人使用印鑑	印

平成　　年　　月　　日

住　　所

社　　名

代表者名

支出負担行為担当官
日本学術会議事務局長　殿

（注）代理人が入札書を直接提出する場合、代理人使用印鑑を必ず持参すること。

〔記載例〕

別記様式３－１

委　任　状
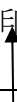
（注）実際に入札当日に入札を行う者

私は、＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿を代理人と定め、下記の権限を委任します。

記

①　日本学術会議庁舎電気・機械設備維持管理業務に係る入札及び見積り関する一切の権限

②　上記①の事項に係る復代理人を選任すること

代理人使用印鑑	印

（注）入札書と同じ印を押印すること

平成２５年〇〇月〇〇日

住　　所　　〇〇県〇〇市〇〇〇

社　　名　　△　△　△　株式会社　（社　印）

代表者名　　代表取締役　□□　　□□

（代表者印）

支出負担行為担当官

日本学術会議事務局長　殿

（注）代理人が入札書を直接提出する場合、代理人使用印鑑を必ず持参すること。

別記様式３－２

委　任　状

私は、＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿を復代理人と定め、下記の権限を委任します。

記

①　日本学術会議庁舎電気・機械設備維持管理業務に係る入札及び見積り関する一切の権限

復代理人使用印鑑	印

平成　　年　　月　　日

住　　所

社　　名

代表者名

支出負担行為担当官
日本学術会議事務局長　殿

（注）復代理人が入札書を直接提出する場合、復代理人使用印鑑を必ず持参すること。

〔記載例〕

別記様式３－２

委　　任　　状

（注）実際に入札当日に入札を行う者

私は、＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿を復代理人と定め、下記の権限を委任します。

記

①　日本学術会議庁舎電気・機械設備維持管理業務に係る入札及び見積り関する一切の権限

復代理人使用印鑑	印

（注）入札書と同じ印を押印すること

平成２５年○○月○○日

住　　所　　○○県○○市○○○

社　　名　　△　△　△　株式会社　（社　印）

代表者名　　代表取締役　□□　　□□　（代表者印）

支出負担行為担当官

日本学術会議事務局長　殿

（注）復代理人が入札書を直接提出する場合、復代理人使用印鑑を必ず持参すること。

別記様式４

契　約　書（案）

支出負担行為担当官 日本学術会議事務局長　齋藤　敦（以下「甲」という。）と○○○○○○○○○○ ○○○○○　○○　○○（以下「乙」という。）とは、下記の条項により日本学術会議庁舎電気・機械設備維持管理業務の請負契約を締結する。

記

（契約の目的）

第１条　本契約の目的は次のとおりとする。

１　名　　称　　日本学術会議庁舎電気・機械設備維持管理業務

２　仕 様 等　　別紙仕様書のとおり

３　契約期間　　平成２５年４月１日から平成２６年３月３１日まで

４　履行場所　　別紙仕様書のとおり

（契約金額）

第２条　契約金額は金　　　　　　　　　円（うち消費税及び地方消費税額（以下「消費税額」という。）　　　　　　　　　円）とし、内訳は別添１「契約金額内訳書」のとおりとする。

２　乙は、甲から技術員の勤務時間の延長、または土日、祝・祭日及び年末年始における勤務の要請を受けた場合は、これに応ずるものとし、その場合の時間外勤務単価は次のとおりとする。ただし休憩時間は除外するものとする。

また、時間の算出にあたっては１５分単位とし、１５分未満は切り捨てるものとする。

(1) 平日１人１時間あたり

①18:15～22:00 及び 5:00～8:30 の時間（日勤）　金　　　　円（税抜）

②22:00～5:00 の時間（夜勤）　金　　　　円（税抜）

(2) 休日１人１時間あたり

①5:00～22:00 の時間（日勤）　金　　　　円（税抜）

②22:00～5:00 の時間（夜勤）　金　　　　円（税抜）

３　消費税額は、消費税法（昭和６３年法律第１０８号）第２８条第１項及び

第２９条並びに地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第７２条の８２及び第７２条の８３の規定に基づき、臨時勤務単価に１００分の５を乗じて得た額とする。

（契約保証金）

第３条　契約保証金の納付は免除する。

（権利業務の譲渡）

第４条　乙は、この契約によって生ずる権利の全部又は一部を甲の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会、中小企業信用保険法施行令（昭和２５年政令第３５０号）第１条の２に規定する金融機関、資産の流動化に関する法律（平成１０年法律第１０５号）第２条第３項に規定する特定目的会社（以下「特定目的会社」という。）又は信託業法（平成１６年法律第１５４号）第２条第２項に規定する信託会社（以下「信託会社」という。）に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

２　乙がこの契約により行うこととされた全ての給付を完了する前に、乙が前項ただし書に基づいて、特定目的会社又は信託会社（以下「丙」という。）に債権の譲渡を行い、乙が甲に対し、民法（明治２９年法律第８９号）第４６７条若しくは債権譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成１０年法律第１０４号）第２条第２項に規定する通知又は承諾の依頼を行った場合にあっては、甲は、次の各号に掲げる異議を留めるものとする。

(1) 甲は、乙に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し、又は譲渡債権金額を軽減する権利を保留する。

(2) 丙は、譲渡対象債権を第１項ただし書に掲げる者以外の者に譲渡し、又はこれに質権を設定し、その他債権の帰属並びに行使を害することはできないこと。

(3) 甲は、債権譲渡後も、乙との協議のみにより、納地の変更、契約金額の変更その他契約内容の変更を行うことがあり、この場合、丙は異議を申し立てないものとし、当該契約の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合には、もっぱら乙と丙の間において解決されなければならないこと。

３　　第１項ただし書に基づいて乙が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、甲の対価の支払いによる弁済の効力は、官署支出官日本学術会議事務局管理課長（以下「支出官」という。）が、予算決算及び会計令（昭和２２年勅令第１６５号）第４２条の２に基づき、センター支出官に対して支出の決定の通知を行ったときに生ずるものとする。

（一括再委託の禁止）

第５条　乙は、契約を履行するに当たって、請負契約の全部を一括して再委託してはならない。

（再委託の承認）

第６条　乙が、再委託を行う場合には、あらかじめ再委託の相手方の商号又は名称及び住所並びに再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額について記載した書面を甲に提出し、甲は、次に掲げる事項について審査し、適当と認められる場合に承認するものとする。

なお、再委託に関する書面に記載された事項について、変更がある場合には、乙は、遅滞なく変更の届出を甲に提出し、同様に審査及び承認を得るものとする。

①　再委託を行う合理的理由

②　再委託の相手方が、再委託される業務を履行する能力

③　その他必要と認められる事項

（技術員の服務及び行為等）

第７条　乙は、本業務を遂行するため派遣されている乙の技術員の庁舎及び敷地内における庁舎維持管理業務上の行為についてすべての責任を負うものとする。

２　　乙は、業務を行うに当たっては甲の指示に従い、常に善良な管理者の注意をもって行わなければならない。

３　　乙は、乙の技術員の身元、風紀、衛生及び規律の維持に関して一切の責任を負うものとする。

４　　乙は、乙の技術員をみだりに交替させないこととし、異動の際は事前に略歴及び資格証明書（写）を提出し、甲の了解を得るものとする。

５　　乙は、本業務を遂行することにより乙の技術員が負傷又は、死亡した場合にはすべて乙の責任において処置するものとする。

（電気主任技術者の服務及び行為等）

第８条　甲は、自家用電気工作物の工事、維持及び運用の保安を確保するに当たり、電気主任技術者の意見を尊重すること。

２　電気主任技術者は、自家用電気工作物の工事、維持及び運用に従事する者（以下「工事等従事者」という。）にその保安のための指示を行うこと。また、甲は、工事等従事者を乙の技術員の指示に従わせること。

３　電気主任技術者は、自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督の職務を誠実に行うこと。

（費用の負担等）

第９条　業務遂行のため必要な次の施設等は、甲が無償で提供するものとする。

①　技術員の執務室、机・椅子等の什器類等

②　業務遂行のため必要な電気、ガス、水道

２　乙は、前項に規定する施設等について、当該施設等の取締りに関する甲の指示に従わなければならない。

（監　督）

第１０条　甲は、本契約の適正な履行を確保するため、会計法（昭和２２年法律第３５号、以下「法」という。）第２９条の１１第１項の規定に基づき、甲の指定する職員をもって監督に当たらせることができる。

（業務報告書）

第１１条　乙は毎日の業務を報告書に記録し、これを甲の指定する職員に報告しなければならない。

（業務の確認）

第１２条　甲の指定する職員は、前項の規定による報告を受けた場合においては、速やかに業務の遂行等が適正であったか否かを検査し、適正であったときは、その旨の確認の通知を乙に対して行うものとする。

（代金の請求）

第１３条　乙は、前条による通知を受けたときは、当該期間の業務に係る代金を、速やかに支出官に請求するものとする。

２　支出官は、前項の規定による適法な支払請求書を受理した日から３０日（以下「約定期間」という。）以内に払わなければならない。

（支払遅延利息）

第１４条　支出官は、約定期間内に当該代金の支払いが完了しない場合は、遅延利息として、請求金額に約定期間満了の日の翌日から支払いをするまでの日数に応じ年利３．　　　パーセントの率を乗じて得た金額を乙に支払わなければならない。

２　　前項の規定により計算した遅延利息の額が１００円未満であるときは、遅延利息を支払わないものとする。また、その額に１００円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

（契約の解除及び違約金等）

第１５条　甲は、乙が本契約による履行義務を果たさなかったとき又は不正行為があったときは、契約履行未済金額の１００分の１０に相当する額を違約金として徴収して本契約を解除することができるものとする。

２　　前項の規定は、甲に生じた直接及び間接の損害の額が、違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき、賠償を請求できるものとする。

３　　前項に規定する損害賠償の額は、甲及び乙が協議して定めるものとする。

（違約金等の徴収）

第１６条　甲は、本契約に基づく第１５条第１項による違約金及び第２項による損害賠償金又は甲の乙に支払うべき契約代金又は第１４条第１項による支払遅延利息の額を相殺し、なお不足があるときは追徴する。

（危険負担）

第１７条　乙の責めに帰することのできない理由により、業務を履行することができなくなった場合は、乙は、業務の履行義務を免れるものとし、甲は、その代金の支払の義務を免れるものとする。

（秘密の保持）

第１８条　乙又は乙の技術員は、本契約履行上知り得た事項を他に漏洩し、又は他の目的に使用してはならない。

（談合等の不正行為に関する特約条項）

第１９条　甲及び乙は、談合等の不正行為に関する特約条項については別添２「談合等の不正行為に関する特約条項」によるものとする。

（暴力団排除）

第１９条　暴力団排除に関する契約条項については、別添３「暴力団排除に関する条項」によるものとする。

（紛争の解決）

第２０条　この契約書に明記していない事項について疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議の上、決定するものとする。

２　　この契約に関する訴えは、東京地方裁判所の専属管轄に属するものとする。

（補　則）

この契約書の証として本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有する。

平成２５年　　月　　日

甲　東京都港区六本木７－２２－３４
支出負担行為担当官
日本学術会議事務局長　齋藤　敦

乙　〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇　　　　　〇〇　〇〇

別添１

契約金額内訳書

年　　月	税抜価格	消費税額	税込金額
平成２５年　４月	円	円	円
平成２５年　５月	円	円	円
平成２５年　６月	円	円	円
平成２５年　７月	円	円	円
平成２５年　８月	円	円	円
平成２５年　９月	円	円	円
平成２５年１０月	円	円	円
平成２５年１１月	円	円	円
平成２５年１２月	円	円	円
平成２６年　１月	円	円	円
平成２６年　２月	円	円	円
平成２６年　３月	円	円	円
合　　計	円	円	円

別添２

談合等の不正行為に関する特約条項

（談合等の不正行為に係る解除）

第１条　甲は、本契約に関して、乙が次の各号の一に該当するときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

一　公正取引委員会が、乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人。以下同じ。）に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号。以下「独占禁止法」という。）第７条又は同法第８条の２（同法第８条第１号若しくは第２号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第７条の２第１項（同法第８条の３において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第７条の２第１８項若しくは第２１項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

二　乙又は乙の代理人が刑法（明治４０年法律第４５号）第９６条の３若しくは同法第１９８条又は独占禁止法第８９条第１項若しくは第９５条第１項第１号の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき（乙の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。）。

２　乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が独占禁止法第７条の２第１８項又は第２１項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを甲に提出しなければならない。

（談合等の不正行為に係る違約金）

第２条　乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、違約金（損害賠償金の予定）として、甲の請求に基づき、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の１００分の１０に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

一　公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第７条又は同法第８条の２（同法第８条第１号若しくは第２号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令又は同法第６６条第４項の規定による当該排除措置命令の全部を取り消す審決が確定したとき。

二　公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第７条の２第１項（同法第８条の３において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令又は同法第６６条第４項の規定による当該納

付命令の全部を取り消す審決が確定したとき。

三　公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第７条の２第１８項又は第２１項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

四　乙又は乙の代理人が刑法第９６条の３若しくは同法第１９８条又は独占禁止法第８９条第１項若しくは第９５条第１項第１号の規定による刑が確定したとき。

２　乙は、前項第４号に規定する場合に該当し、かつ次の各号の一に該当するときは、前項の契約金額の１００分の１０に相当する額のほか、契約金額の１００分の５に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

一　公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第７条の２第１項（同法第８条の３において読み替えて準用する場合を含む。）及び第７項の規定による納付命令を行い、当該納付命令又は同法第６６条第４項の規定による当該納付命令の全部を取り消す審決が確定したとき。

二　当該刑の確定において、乙が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

三　乙が甲に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。

３　乙は、契約の履行を理由として、前各項の違約金を免れることができない。

４　第１項及び第２項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

（違約金に関する遅延利息）

第３条　乙が前条に規定する違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、乙は、当該期日を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年５パーセントの割合で計算した額の遅延利息を支払わなければならない。

（違約金等の徴収）

第４条　甲は、第２条第１項及び第２項による違約金又は前条による遅延利息と、本契約に基づき乙に支払うべき代価又は本契約における契約書第１４条第１項による支払遅延利息の額とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

別添３

暴力団排除に関する条項

（属性要件に基づく契約解除）

第１条　甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らかの催告を要せず、本契約を解除することができる。

（１）　法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき。

（２）　役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

（３）　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

（４）　役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。

（５）　役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

（行為要件に基づく契約解除）

第２条　甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らかの催告を要せず、本契約を解除することができる。

（１）　暴力的な要求行為

（２）　法的な責任を超えた不当な要求行為

（３）　取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

（４）　偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為

（５）　その他前各号に準ずる行為

（表明確約）

第３条　乙は、前２条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

２　乙は、前２条各号の一に該当する者（以下「解除対象者」という。）を再委託者等（再委託者（再委託者が数次にわたるときは、すべての再委託者を含む。）、受任者（再委託以降のすべての受任者を含む。）及び再委託者若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

（再委託契約等に関する契約解除）

第４条　乙は、契約後に再委託者等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該再委託者等との契約を解除し、又は再委託者等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

２　甲は、乙の再委託者等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再委託者等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再委託者等との契約を解除せず、若しくは再委託者等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

（損害賠償等）

第５条　甲は、第１条、第２条及び前条第２項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

２　乙は、甲が第１条、第２条及び前条第２項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害に生じたときは、その損害を賠償するものとする。

３　甲は、第１条、第２条及び前条第２項の規定によりこの契約の全部又は一部を解除した場合は、代金（一部解除の場合は、解除部分に相当する代金）の10%の金額を乙から違約金として徴収するものとする。

４　前項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

（不当介入に関する通報・報告）

第６条　乙は、自ら又は再委託者等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再委託者等をして、これを拒否させるとともに速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

別記様式５

確　　約　　書

平成　　年　　月　　日

支出負担行為担当官
　日本学術会議事務局長　殿

所　　在　　地

会　　社　　名

代　表　者　名　　　　　　　　　　㊞

　当社は、「日本学術会議庁舎電気・機械設備維持管理業務」の一般競争入札に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等の規定に抵触する不正行為を行っていないことを誓約するとともに、今後とも同規定を遵守することを誓約します。
　なお、この確約書の写しが、公正取引委員会に送付されても異議ありません。

担当者及び連絡先

担当者氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

電話番号＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

別記様式６

誓　　約　　書

□　私
□　当社
は、下記１及び２のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。
この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。
また、貴職において必要と判断した場合に、別紙役員等名簿により提出する当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

１　契約の相手方として不適当な者
(1)　法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
(2)　役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
(3)　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
(4)　役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
(5)　役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

２　契約の相手方として不適当な行為をする者
(1)　暴力的な要求行為を行う者
(2)　法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
(3)　取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
(4)　偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
(5)　その他前各号に準ずる行為を行う者

支出負担行為担当官
日本学術会議事務局長　　殿

平成　　年　　月　　日
住所
社名及び代表者名　　　　　印

※　添付書類：役員等名簿

役 員 等 名 簿

法人（個人）名：

役職名	（フリガナ） 氏　　名	生年月日	性別	住所
	（　　　　　）	T　S　H 年　月　日	男・女	
	（　　　　　）	T　S　H 年　月　日	男・女	
	（　　　　　）	T　S　H 年　月　日	男・女	
	（　　　　　）	T　S　H 年　月　日	男・女	
	（　　　　　）	T　S　H 年　月　日	男・女	
	（　　　　　）	T　S　H 年　月　日	男・女	
	（　　　　　）	T　S　H 年　月　日	男・女	
	（　　　　　）	T　S　H 年　月　日	男・女	
	（　　　　　）	T　S　H 年　月　日	男・女	
	（　　　　　）	T　S　H 年　月　日	男・女	
	（　　　　　）	T　S　H 年　月　日	男・女	
	（　　　　　）	T　S　H 年　月　日	男・女	
	（　　　　　）	T　S　H 年　月　日	男・女	

(注)法人の場合、本様式には登記事項証明書に記載されている役員全員を記入してください。

※当該役員等名簿は例示であるため、「役職名」「氏名（フリガナ）」「生年月日」「性別」及び「住所」の項目を網羅していれば、様式は問わない。

別　紙

仕　　様　　書

1　件　　名　　　日本学術会議庁舎電気・機械設備維持管理業務

2　履行期間　　　平成２５年４月１日～平成２６年３月３１日

3　履行場所　　　日本学術会議庁舎
住　所：東京都港区六本木７－２２－３４
面　積：建築面積１，５６０．２６㎡
延床面積７，３２４．５３㎡
構　造：ＲＣ　地上６階、地下１階

4　業務内容

(1)　本仕様書は、日本学術会議庁舎電気・機械設備維持管理業務についての仕様大要を示すものであるため、本仕様書に定めのない事項であっても、管理上必要と認められることは、監督職員又は監督職員の指定する者（以下「監督職員等」という。）の指示により、契約の範囲内で誠実に実施するものとする。

(2)　請負業者は、主に次の業務を行うものとする。

①　受変電・配電設備及び自家発電設備の監視、操作、点検、調整、記録及び応急処置等に関すること。

②　電気機械器具等の交換及び取付け、器具工具・消耗器材等の管理並びに安全管理に関すること。

③　空調設備の適正な運転、監視、点検、調整、記録、日常の手入れ及び応急処置等に関すること。

④　給排水・衛生設備の適正な運転、監視、点検、調整、記録、日常の手入れ及び応急処置等に関すること。

⑤　中央監視設備、熱源・空調・衛生・受変電・照明・防災設備等の各種機器の総合的、効率的な管理、運転、監視及び制御に関すること。

⑥　ビルマネージメント設備の監視及び制御、並びにエネルギーの使用状況、データの収集、演算等のエネルギー管理に関すること。

(3)　請負業者は、別添「維持管理業務対象設備概要」に示す設備について、別表「設備管理基準」に定める作業項目に基づいて維持管理を行う。

ただし、別表にない電気・機械設備の測定、整備、分解、手入れ等において経費が発生する事態が生じた場合は監督職員等に報告する。

(4)　請負業者は、各設備の機能を効果的に発揮せしめるようにする。

(5)　緊急を要する故障等が発生した場合は、その原因、対策等を直ちに監督職員等に報告する。

(6)　請負業者は、業務を行うにあたり修繕する必要が認められる部品等がある場合は監督職員等に報告し、修繕の施工者（請負業者又は設備メーカー

等）について協議することとする。その結果、請負業者を施工者と決定した場合は、請負業者は速やかに修繕を実施することとする。なお、修繕に要する部品等は当局が別に調達する。

(7)　請負業者は、光熱水利用量、設備点検結果等を業務日誌により監督職員等に毎日報告するものとする（報告様式は任意）。

なお、設備点検・運転記録等は５年間保管すること

5　技術員の勤務日

(1)　技術員の勤務時間は、次のとおりとする。

毎日８：３０～１８：１５（閉庁日を除く）

※ 閉庁日：土日、祝・祭日、年末年始(H25.12.28～H26.1.5)

(2)　監督職員等からの指示により、勤務時間の延長、又は閉庁日勤務が必要となる場合は、これに応じなければならないものとする（別途有償とし、契約書で定めた時間外勤務単価を適用する）。

6　技術員の配置等

(1)　技術員の配置

① 勤務時間内

請負業者は技術員を毎日２名以上常駐させ、業務に支障を来たさないよう適正な人員配置を行い、業務を遂行するものとする（原則、電気設備担当と機械設備担当を配置）。なお、常駐者が欠勤する場合は、監督職員等に事前に連絡した上で代替者を配置しなければならない。

② 時間外勤務

前記５(2)による時間外勤務においては、必要となった作業内容に応じて適正な人員配置を行うものとする。

(2)　技術員の資格

請負業者は、技術員として次の資格取得者を配置するものとする。ただし、資格取得者は複数名をもってしても可とする。

①　第３種以上の電気主任技術者の資格取得者（常駐）

②　ボイラー技士２級以上の資格取得者　（ボイラー使用期間は常駐）

③　第２種以上の電気工事士の資格取得者

④　危険物取扱者（甲種、乙種第４類、丙種のいずれか１つ）の資格取得者

(3)　技術員に求められる知識及び技能

技術員は前記６(2)の各資格による知識及び技能だけでなく、太陽光発電設備、吸収式冷温水機、空調設備、給排水設備、衛生設備、中央監視設備及びビルマネージメント設備等の各設備についての基本的な知識及び技能が十分に備わっていること。

また、省エネ対策及び節電対策についての知識、技能等を有している者でなければならない。

契約期間内においては、各設備の現地確認、設備図面や取扱説明書の熟読等を日々行い、業務上、必要となる知識及び技能の向上に努めるものとする。

7　技術員の登録

⑴　請負業者は、技術員の履歴・資格等必要事項を記入した名簿（様式は任意）を監督職員等に提出し、その承認を受けなければならないものとする。

なお、契約期間途中において、名簿に変更が生じる場合は、監督職員等へ事前に連絡した上で名簿を再提出し、その承認を受けなければならないものとする。

⑵　電気主任技術者は日本学術会議庁舎の電気主任技術者専任とし常駐することとし、請負業者は所轄官庁へ電気事業法第４３条第３項の規定に基づく主任技術者選任届出書（選任期間は契約期間と同一）を提出し、認可された書類を契約期間開始前日までに監督職員等に提出し承認を受けるものとし、その写しを１部提出するものとする。なお、提出にかかる費用は請負業者の負担とする。

8　その他

⑴　環境省による環境物品等の調達の推進に関する基本方針に基づき、当該基本方針の庁舎管理の品目における判断の基準、配慮事項を満たした作業を実施すること。

⑵　施設又はその他の物品等に損傷を及ぼさないよう注意し、万一、損傷を与えた場合は速やかに修復するものとし、その費用は請負業者の負担とする。

⑶　翌年度業務(H25.4.1～H26.3.31)についての競争入札の結果、当局が別業者に発注した場合においては、請負業者と翌年度業者との業務の引継ぎを本件の契約期間内に行うこととし、請負業者は監督職員等の指示に従い、これに協力するものとする。

⑷　その他、詳細は監督職員等の指示に従うこと。

別　添

維持管理業務対象設備概要

［電気設備］

受電方法　　６ＫＶ３相３線式　50ＨＺ
配電方法　　動力　幹線３相３線式　200Ｖ　　分岐３相３線式　　200Ｖ
　　　　　　電灯　幹線単相３線式　100,200Ｖ　分岐単相３線式　　100,200Ｖ

１　受変電設備

(1)　過電流高圧ガス開閉器　　7.2ＫＶ　300Ａ　　１台

(2)　高圧配電盤
①　高圧引込盤　手動操作方式　7.2ＫＶ　400Ａ　　１面
②　高圧受電盤　遮断器　7.2ＫＶ　600Ａ　12.5ＫＡ　１面
③　高圧饋電盤　遮断器　動力用　7.2ＫＶ　600Ａ　12.5ＫＡ　１面
④　高圧饋電盤　遮断器　電灯用　7.2ＫＶ　600Ａ　12.5ＫＡ　１面
⑤　高圧饋電盤　遮断器　進相コンデンサ用
　　7.2ＫＶ　600Ａ　12.5ＫＡ　１面
⑥　高圧コンデンサ盤No.１　真空遮断器
　　6.6ＫＶ　200Ａ　２面
⑦　高圧コンデンサ盤No.２　真空 遮断器
　　6.6ＫＶ　200Ａ　２面

(3)　コンデンサ
①　進相用コンデンサ　6.0ＫＶ　40ＫＶＡ　４台
②　直列リアクトル　6.0ＫＶ　6%　４台

(4)　低圧配電盤
①　低圧動力盤　（配線用遮断器　19台）　１面
②　低圧電灯盤　No.１　（配線用遮断器　7台）　１面
③　低圧電灯盤　No.２　（配線用遮断器　8台）　１面
④　低圧電灯盤　No.３　１面
⑤　非常低圧盤　（配線用遮断器　16台）　１面

(5)　配電用変圧器
①　動力用変圧器(モールド)　6.6ＫＶ　300ＫＶＡ　210Ｖ　１台
②　電灯用変圧器(モールド)　6.6ＫＶ　75ＫＶＡ　210Ｖ－105Ｖ　３台
③　非常用変圧器(モールド)　210Ｖ　75ＫＶＡ　210Ｖ－105Ｖ　１台

2　非常用発電機設備

(1)　発電機	200/220Ｖ　　３相 220Ｖ		１台
(2)　原動機	245ＰＳ　　６気筒	燃料＝軽油	１台
(3)　蓄電池	発電機始動用　２Ｖ		12 セル
(4)　燃料用タンク	950 リットル		１基

3　太陽光発電設備

(1)　太陽電池アレイ	10 ＫＷ	一式
(2)　パワーコンデショナー	10 ＫＷ　３相３線　200Ｖ　50ＨＺ	１台
(3)　データ計測装置		一式

（装置を操作し、各種データの収集・記録等を行う）

4　蓄電池設備

整流器盤	自動定電圧装置付　サイリスタ整流器　３相全波	１台
蓄電池	操作用電源、非常照明用　　１２Ｖ	9セル

5　動力設備

(1)　衛生ポンプ制御盤	210Ｖ	１面
(2)　動力監視盤	210Ｖ	１面
(3)　冷暖房機器制御盤	210Ｖ	２面
(4)　排風機制御盤	210Ｖ	１面
(5)　講堂送風機制御盤	210Ｖ	２面
(6)　消化ポンプ盤	210Ｖ	１面
(7)　インバータ盤	210Ｖ	12 面
(8)　Ｃ　Ｐ　盤		10 面
(9)　動力制御盤		20 面

6　電灯設備

(1)　電灯コンセント	事務棟、講堂棟、外灯　他	一式
(2)　調光設備、昇降設備	講堂棟(照明用)	一式
(3)　電灯分電盤		20 面

7　中央監視設備　一式

（受変電、照明、防災設備等の各種機器の総合的、効率的な管理、監視、制御を行い、省力化、省エネルギー化、安全性の確保を行う）

8　避雷針設備

(1)　避雷針	屋上	２箇所
(2)　接地箱	地下	３箇所

9　その他、関連設備

(1)　出退表示設備	一式
(2)　インターホン設備	一式

(3)　電話交換機設備　一式
(4)　電気時計設備　一式
(5)　テレビ共聴設備　一式
(6)　拡声設備　一式
(7)　ＩＴＶ監視カメラ設備　一式
(8)　ＡＶ設備（講堂、各会議室）　一式
(9)　情報表示設備　一式
(10)　無線ＬＡＮ設備　一式
(11)　自動火災報知設備　一式
(12)　粉末消火設備　一式

[機械設備]

1　空調設備

(1)　吸収式冷温水機

①　講堂棟　形　　式　直焚き　１基
冷凍能力　225ＫＷ　暖房能力　106ＫＷ
冷温水量　38.7 ㎥/n　冷却水量　74 ㎥/n
電源容量　３φ200Ｖ　5.1ＫＶＡ

②　事務棟　形　　式　直焚き　１基
冷凍能力　616ＫＷ　暖房能力　530ＫＷ
冷温水量　105.9 ㎥/n　冷却水量　175 ㎥/n
電源容量　３φ200Ｖ　9.5ＫＶＡ

(2)　冷却塔

①　講堂棟　形　　式　直交流形　１基
冷却能力　419ＫＷ　冷却水量　1208 ㎥/min
電源容量　３φ200Ｖ　2.2ＫＷ

②　事務棟　形　　式　直交流形　１基
冷却能力　1146ＫＷ　冷却水量　2.98 ㎥/min
電源容量　３φ200Ｖ　7.5ＫＷ

(3)　蒸気ボイラー　鋳鉄製　１基
（加湿器専用　定格出力　198ＫＷ　蒸気量　214.8Ｋｇ/ｈ）

①　軟水装置　１台
②　真空給水ポンプ　３φ200Ｖ　0.25ＫＷ　２台
③　給水ポンプ　３φ200Ｖ　0.25ＫＷ　２台
④　排水ポンプ　３φ200Ｖ　0.25ＫＷ　１台

(4)　ユニット形空調機　空気清浄装置　組込

①　冷房能力　209ＫＷ　暖房能力　89ＫＷ　１基
②　冷房能力　118ＫＷ　暖房能力　76ＫＷ　１基
③　冷房能力　106ＫＷ　暖房能力　66ＫＷ　１基
④　冷房能力　 96ＫＷ　暖房能力　66ＫＷ　１基

⑤　冷房能力　 84ＫＷ　　　　暖房能力　47ＫＷ　　　　　　1基
⑥　冷房能力　 70ＫＷ　　　　暖房能力　57ＫＷ　　　　　　1基
⑦　冷房能力　 65ＫＷ　　　　暖房能力　52ＫＷ　　　　　　1基
⑧　冷房能力　 61ＫＷ　　　　暖房能力　41ＫＷ　　　　　　1基
⑨　冷房能力　 56ＫＷ　　　　暖房能力　41ＫＷ　　　　　　1基
⑩　冷房能力　 15ＫＷ　　　　暖房能力　16ＫＷ　　　　　　1基

(5)　空冷式パッケージ空調機
①　冷房能力　45ＫＷ　　暖房能力　50ＫＷ　　　　3基
②　冷房能力　40ＫＷ　　暖房能力　45ＫＷ　　　　2基
③　冷房能力　28ＫＷ　　暖房能力　31.5ＫＷ　　　1基
④　冷房能力　6.5ＫＷ　 暖房能力　5.55ＫＷ　　　1基
⑤　冷房能力　5.6ＫＷ　　　　　　　　　　　　　1基
⑥　冷房能力　30ＫＷ　　　　　　　　　　　　　 1基

(6)　変風量ユニット　（ＶＡＶ）　　　　　　　　21台

(7)　空気清浄装置
①　地階系統外気取入フィルター　　　　1基
②　本館系統外気取入フィルター　　　　1基

(8)　電気集塵機
①　地階系統外気取入用　　　　1基
②　本館系統外気取入用　　　　1基

(9)　空調ポンプ類
①　冷温水ポンプ 75Ａ×0.645 ㎥/min×26m　 3φ200Ｖ7.5ＫＷ　　1台
②　冷温水ポンプ 100Ａ×1.765 ㎥/min×29m　3φ200Ｖ　15Ｋ　　1台
③　冷却水ポンプ 50Ａ×12.08 ㎥/min×19m　 3φ200Ｖ　5.5ＫＷ　1台
④　冷却水ポンプ 100Ａ×2.98 ㎥/min×17m　 3φ200Ｖ　15ＫＷ　 1台

(10)　膨張タンク
①　事務棟　　　1.000 ℓ　　　　1基
②　講堂棟　　　　500 ℓ　　　　1基

２　給水設備
(1)　給水本管　　　50 ㎜φ都水　　　　一式
(2)　受水槽　　　　3,600 ㍑　　　　　1槽
(3)　高架水槽　　　3,800 ㍑　　　　　1槽
(4)　緊急遮断弁　　0.2 Ｍｐａ　（２ｋｇf/ｃｍ２）　　２台
３　衛生設備
(1)　大便器　　　　24 組
(2)　小便器　　　　18 組

(3)　手洗器　27組
(4)　掃除流し　7組
(5)　洗い場流し　8組
(6)　浴室　1箇所

4　給排水ポンプ設備

(1)	揚水ポンプ	65φ×400㍑/分×55M×7.5K	2台
(2)	汚水水中ポンプ	40φ×220㍑/分×8M×1.5K	2基
(3)	汚物水中ポンプ	80φ×270㍑/分×7M×2.2KW	2基
(4)	消火栓ポンプ	7.5KW	1台

5　給湯設備
(1)　瞬間式ガス給湯器　3台
(2)　電気湯沸し器　5台

6　ガス設備

(1)	ガス引込管	150㎜（東京ガス供給）	一式
(2)	ガスカラン	吸収式冷温水機　13A 吸収式冷温水機　13A 加湿用ボイラー　13A	17箇所

7　消火栓設備
(1)　屋内消火栓　10基
(2)　連結送水管　5基

8　排風機設備
(1)　給気ファン　6台
(2)　排気ファン　15台

9　中央監視設備　一式
（省力化、省エネルギー化、安全性の確保、快適環境の実現等を目的とした熱源、空調、衛生設備等の各種機器の総合的、効率的な管理、監視、制御を行う）

10　ビルマネージメントシステム監視設備　一式
（中央監視盤から収集した各種データ（デジタル点、アナログ点、積算点等のポイントデータ）をデータベース化し、日報、月報、年報、多年報の各期間で集積したデータを報告し、エネルギーの使用状況や各種機器の効率的な運転状況を把握しながら管理、監視、制御、要因分析、及び改善に向けての助言等を行う）

別　表

設　備　管　理　基　準

○　電気設備関係

区分 設備機械		日常点検作業	定期点検作業		備考
		点検事項	周期	点検事項	
受電設備	区分開閉器	外観・目視点検	１ヶ月	損傷、腐食、変形、亀裂、汚損、変色等の点検	
	断路器	外観点検	1ヶ月	受と刃の接触、過熱、変色、ゆるみ、汚損、異物付着等の点検	
	遮断器（ＶＣＢ）	外観点検	1ヶ月	汚損、亀裂、過熱 発錆、損傷、指示、点灯点検	受電盤、動力盤、電灯盤、コンデンサー
	計器用変成機	外観点検	1ヶ月	外部の損傷、腐食、発錆、変形汚損、温度、音響、ヒューズの異常等点検	
	配電盤	外観点検	1ヶ月	表示灯の異常切替開閉器などの異常等必要事項の点検 配電盤内部点検	動力1面、電灯3面 非常用低圧盤1面
	進相用コンデンサ	外観点検	1ヶ月	本体外部点検、変形、汚損、音響振動	40KVA×４台
	蓄電池	外観・目視点検	1ヶ月 3ヶ月又は4ヶ月	表示電池の電圧電流、比重、温度測定、沈殿物、色相、極抜隔離板、端子、ゆるみ、損傷 充電装置の作動状況及び均等充電	１２V×　９台
配電設備	遮断器開閉器類（ﾌﾞﾚｲｶｰ）	外観点検	1ヶ月	外観点検、汚損、亀裂、過熱、発錆、損傷	動力用1面（19台） 電灯用3面（15台） 非常低圧1面（16台）
	配電用変圧器	外観点検	1ヶ月	振動、音響、温度、本体の外部点検、汚損、ゆるみ	75KVA×4台 300KVA×1台
	ケーブル	外観点検	1ヶ月	ヘッド、接続箱分岐箱など接続部の過熱、損傷腐食及びコンパンドの油漏、布設部の無断堀、標識他物との隔離距離	
	分電盤	外観点検	1ヶ月	計器の異常、表示灯の異常、操作切換用開閉器の異常	各階に設置
	操作盤	計器の異常、表示灯の異常、操作切換用開閉器の異常、その他必要事項の記録	1ヶ月	操作盤内部点検	衛生ポンプ制御盤１面、動力監視盤１面、冷暖房用制御盤２面、排風機器制御盤３面、消化ポンプ制御盤１面、インバータ盤 12面、CP盤 10面、動力制御盤20面

<table>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">区 分
設備機械</td><td>日 常 点 検 作 業</td><td colspan="2">定 期 点 検 作 業</td><td rowspan="2">備 考</td></tr>
<tr><td>点 検 事 項</td><td>周 期</td><td>点 検 事 項</td></tr>
<tr><td>配電設備</td><td>その他の付属設備</td><td>その都度必要に応じて行う</td><td></td><td></td><td>冷凍機動力基盤</td></tr>
<tr><td rowspan="3">負荷設備</td><td>電動機
その他回転機
（ﾓｰﾀｰ類）</td><td>冷暖房用（異音、回転、過熱、異臭吸油状況、刷子点検）</td><td>1 ヶ月</td><td>冷暖房用以外（異音、回転、過熱、異臭吸油状況、刷子点検）</td><td>冷暖房用モーター</td></tr>
<tr><td>照明設備
調光装置</td><td>異音、汚損、不点灯球取替</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>配 線</td><td>開閉器（ブレイカー）の点検</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">非常用予備発電</td><td>原動機関係</td><td>燃料系統からの漏油及び貯溜機関の始動停止</td><td>1 ヶ月</td><td>運転点検（無負荷運転・５分程度）</td><td></td></tr>
<tr><td>燃料用
ｻｰﾋﾞｽﾀﾝｸ</td><td>油漏れ・油量の確認</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">太陽光発電</td><td>太陽電池</td><td>外観点検</td><td>1 ヶ月</td><td>損傷、亀裂、加熱、発錆、汚損の点検</td><td></td></tr>
<tr><td>パワーコンディショナー</td><td>油外観点検</td><td>1 ヶ月</td><td>外箱の腐食及び破損、外部配線の損傷、吸排気口の確認、異音・異息発煙及び異常過熱、表示部の異常表示、発電状況点検</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="6">その他</td><td>中央監視設備</td><td>外観点検</td><td>1 ヶ月</td><td>計器、表示灯の異常、接続端子の緩み、過熱、破損等</td><td></td></tr>
<tr><td>電気時計</td><td>親時計、子時計の点検
時計用蓄電池</td><td>1 ヶ月</td><td>修正、調整</td><td></td></tr>
<tr><td>照明器具・設備</td><td>外観点検
蛍光灯等の交換、</td><td>1 ヶ月</td><td>損傷、発錆、汚損の点検</td><td></td></tr>
<tr><td>電灯電力のｽｲｯﾁ類、差込類</td><td>不定期
破損修理、断線修理</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>その他</td><td></td><td>2ヶ月</td><td>設置機器の清掃
電気室の清掃</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="5">＊ 小規模営繕修理、電気系統の改善措置の助言
＊ 毎日各時間毎の電流、電圧、電力量の監視及び測定
＊ １日あたりの使用電力、平均電力量、最大電力量の算出</td></tr>
</table>

○　機械設備関係

区分 設備機械		日常点検作業	定期点検作業		備考
		点検事項	周期	点検事項	
給水関係	受水槽 (高架水槽含)	外部の巡視点検	1ヶ月	検満・減水装置の作動確認、汚水防止の確認、内部の錆の確認、水位の確認、ﾌﾛｰﾄ、ﾊﾞﾙﾌﾞ、ﾌｰﾄﾞ弁の作動確認 各リレーの作動点検	
	給水ポンプ	電流・圧力の確認、振動、騒音発生状況点検、漏水の点検、 ｶｯﾌﾟﾘﾝｸﾞｺﾞﾑの破損状況の確認	1ヶ月	ｸﾞﾗﾝﾄﾞﾊﾟｯｷﾝの破損状況の確認 注油	
空気調和関係	空調機	冷・温水出入口温度点検、ベルトの点検、調整、注油、送風機の異音、振動点検、電流の確認、ガスカラン、ﾀﾞﾝﾊﾟｰ操作の点検	1ヶ月	内部の点検、注油、羽根・軸受の点検、保温材の点検 ﾌﾟｰﾘｨｰの整備(ﾍﾞﾙﾄの交換時又は6ヶ月)	2～5階各1台 6階2台 地下4台
	ダクト	異音振動の点検	1ヶ月	保温材の点検、感知セット温度の点検確認、 ダンパーの点検確認	
	加湿装置 (冬季使用時)	圧力計、減圧弁、、ガスカラン、配管の点検 軟水器点検(週3回自動再生(事務棟、講堂同時使用 1日3回の点検)	1ヶ月	ﾉｽﾞﾙ・ﾄﾞﾚﾝﾊﾟﾝの点検 ﾊﾞﾙﾌﾞ・自動装置の点検	
	ｴｱﾌｨﾙﾀｰ	外観点検	1ヶ月	自動スイッチの点検 巻取状況・ｼｬﾌﾄの軸受点検、巻取装置機能点検、注油、破損点検、	地下1台 屋上1台 各空調機10台
	冷・温水配管	漏水点検、保温材の点検、固定金具等の点検			
	冷・温水ｺｲﾙ	外観点検	1ヶ月	三方弁、電磁弁の点検、フィンの点検、コイルの点検	
	吹出口 (アモネ)	吹出口の騒音点検、吹出口の汚れ点検・ 清掃			
	送・排風機	電流確認、異音・振動、騒音点検 軸受・回転部注油	1ヶ月	Vベルト点検調整手入 軸受・回転部損傷点検 羽根の点検	
	自動制御	温度計・圧力計の確認、設定温度確認	1ヶ月	電磁弁の点検	各階
	その他	室温・外気の測定			

区分 設備機械		日常点検作業	定期点検作業		備考
		点検事項	周期	点検事項	
各種ポンプ		圧力計及び電流計の点検 漏水点検	1ヶ月	ｸﾞﾗﾝﾄﾞﾊﾟｯｷﾝの点検確認、ｶｯﾌﾟﾘﾝｸﾞｺﾞﾑの点検確認、軸受オイルの確認、電動機の点検、据付基礎、ﾎﾞﾙﾄ・ﾅｯﾄの点検、ﾊﾞﾙﾌﾞ・弁・ｺｯｸの点検調整、注油	①循環ポンプ ②揚水ポンプ ③消火栓ポンプ ④汚水・汚物ポンプ
水槽関係	汚水槽（雨水排水槽を含む） 雑排水槽 湧水槽	排水装置の機能点検確認	1ヶ月	害虫・昆虫類の発生点検、内部点検、排水ﾄﾗｯﾌﾟ・ｽﾄﾚｰﾅｰ点検、排水管・排水ます点検	
冷凍機関係	冷熱源機械（吸収式冷温水機）	真空漏れの点検、蒸気弁の機能点検、圧力計の機能点検、抽気回収装置の全般的な機能点検、減圧弁の減圧調整、冷媒・吸収・再生各ポンプの点検			
	冷却塔	冷却水の汚れ点検、散水状況、不純物の点検、送風機（ﾌﾟﾛﾍﾟﾗ）軸受回転状態点検、電流確認、補給水装置の機能点検	1ヶ月	Ｖベルト調整及び注油 冷却塔内部清掃（使用期間内）	
	冷温水・冷却水	ポンプの機能点検（圧力計、電流計） 漏水点検及び注油 配管及びバルブの点検	1ヶ月	ｸﾞﾗﾝﾄﾞﾊﾟｯｷﾝの破損状態の確認とゆるみ具合の調整、注油 ｽﾄﾚｰﾅｰの分解清掃	
	膨張タンク	水位、水の汚れの点検 補給水、電磁弁の点検			屋上ﾌｧﾝﾙｰﾑ　１台 １ＦＤＳ内　１台
	その他	保安装置の作動確認			
その他	中央監視設備	外観点検	1ヶ月	計器、表示灯の異常、接続端子の緩み、過熱、破損等	
	給湯設備	外観点検	1ヶ月	ガス漏れ・水漏れ、温度調節、口火・バーナー、ガスカラン、すすの付着等の検査	ガス３台、電気５台
	残留塩素	色、濁り、臭気、味等の測定			
	その他	都市ガス、飲料水の使用量測定 工事業者との立会及び作業の遂行状況確認、ﾄﾞｱﾁｪｯｸ、ﾄﾞｱﾉﾌﾞ、ﾌﾞﾗｲﾝﾄﾞ、Ｐﾀｲﾙ等の軽微な修繕	２ヶ月	設備機器の清掃 機械室の清掃 便所排気口の清掃（６ヶ月）	